

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正並びに関係規則等の制定及び改正について（案）

平成30年9月12日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）は、平成29年4月14日に公布された。

改正法附則第1条第4号では、同法第2条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年10月1日）に施行すると規定している。

このため、改正法第2条に規定する廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令等の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案について、第22回原子力規制委員会（平成30年8月1日）に諮り、行政手続法に基づく意見公募を平成30年8月2日から同年8月31日まで実施した。

当該意見公募の結果は別紙1のとおりであり、この結果等を踏まえて別紙2のとおり一部修正した上で、別紙3のとおり関係政令、規則及び告示を制定又は改正する。

2. 今後の予定

- ・原子力規制委員会決定 平成30年9月12日
- ・政令の閣議決定 同年9月中下旬（予定）
- ・政令、規則及び告示の公布 同年9月下旬（予定）
- ・政令、規則及び告示の施行 同年10月1日

<資料一覧>

- 別紙 1 廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案に対する意見公募の結果について
- 別紙 2 平成 30 年第 22 回原子力規制委員会資料からの修正について
- 別紙 3 改正法第 2 条に係る制定・改正予定の法令一覧

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案に対する意見公募の結果について

平成30年9月12日
原子力規制委員会

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令等の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案について、意見公募を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概要

期 間：平成30年8月2日から8月31日

対 象：

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）
 - ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）
 - ② 宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）
 - ③ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）
- (2) 廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子力規制委員会規則の整備に関する規則（仮称）
 - ① 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）
 - ② 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号）
- (3) 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（仮称）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、郵送、FAX

応募数：3件（うち1件は、意見公募手続の対象以外に対する意見）

2. 意見公募の結果

当該政令の改正案及び規則の制定・改正案に対する意見及び意見に対する考え方を別表1のとおりとりまとめた。

以上

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案
並びに関係規則の制定案及び改正案に対する御意見に対する考え方

番号	御意見等（原文）	考え方
1.	<p>地層処分事業では地下深部に廃棄物を埋設することから、処分場を閉鎖した後には地上での一般的な活動を可能とするようにサイトを解放することができると考えている。</p> <p>また、地上の活動に伴い、例えば地上に建物を建てる際の地盤調査や建物の杭基礎のような一般的な地下利用に対して、不必要に一般の人の権利を制約することがないように指定廃棄物埋設区域の範囲や掘削の許可の基準の考え方を示していただく必要がある。</p> <p>これは立地地域の将来計画にも影響を与えるものであり、「どの範囲」が指定され、「どの程度の期間」、「どのような行為」に対して掘削が許可されるのかは処分場の適性に関する調査を受け入れていただく地域にとっても重要な問題である。</p> <p>このため、安全確保上、合理的に必要とされる範囲や掘削の許可の基準についての考え方を早い段階で具体的に示していただくことが重要であるとする。</p>	<p>指定廃棄物埋設区域として指定する範囲や指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可のための具体的な基準は、廃棄物埋設施設が設置される場所、環境条件、施設の設計等によって異なります。このため、指定廃棄物埋設区域として指定する範囲の具体的な基準を示すことはできませんが、不必要に一般的な土地利用を妨げることがないように配慮し、廃棄物埋設施設が設置される場所、環境条件、施設の設計等を踏まえて立体的な区域を指定します。また、指定廃棄物埋設区域を指定する際は、前述の設計等を踏まえた、当該指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可に対する具体的な基準を個別に定め、公表することとしています。</p>

2.	<p>・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」の現行第8条第1項第1号は今回の変更対象ではありませんが、第1条の2第2項第3号の変更に伴い、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中深度処分」と変更する必要があると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中深度処分」に修正いたします。</p>
	<p>・「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条第1項の「第五十九条の二十九第一項の許可」と、第2条第1項の「第五十九条の二十九第一項本文の許可」との文言の違いは、何を意味しているのですか？ また、様式第1の裏面の第51条の31第3項の冒頭の「第一項」は、他の記載箇所と同様に、算用数字で「第1項」と記載したほうが良いと思います。</p>	<p>「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条第1項の「第五十一条の二十九第一項の許可」と第2条第1項の「第五十一条の二十九第一項本文の許可」は、いずれも第51条の29第1項の許可を示しています。このため、第2条第1項における「第五十一条の二十九第一項本文の許可」を「第五十一条の二十九第一項の許可」に修正いたします。また、御指摘のとおり、様式第1の裏面の第51条の31第3項の「第一項」を「第1項」に修正いたします。</p>

<p>・「宅地建物取引業法施行令」の改正案の第2条の5第28号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第2条の5第28号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、宅地建物取引業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？</p> <p>・「不動産特定共同事業法施行令」の改正案の第7条第32号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第7条第32号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、不動産特定共同事業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？</p>	<p>ご指摘の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条は、同法の国に対する適用関係を規定したものでありますが、同法第51条の32の規定によって国及び地方公共団体が行う土地の掘削については同法第51条の29第1項の許可は要しないこととなっています。また、宅地建物取引業法第78条第1項及び不動産特定共同事業法第69条第3項はこれらの法律の規定が国及び地方公共団体には適用されない旨を規定しています。よって、宅地建物取引業法施行令第2条の5第28号及び不動産特定共同事業法施行令第7条第32号の「許可」には核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条の「承認」は含まれません。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の29第1項の許可については、宅地建物取引業者及び不動産特定共同事業者は、土地の取引の過程等において、指定廃棄物埋設区域内の土地の所有者に確認すること等により把握することが可能であるほか、原子力規制委員会に照会いただければお答えいたします。</p>
---	---

平成 30 年第 22 回原子力規制委員会資料からの修正について

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則改正案の修正

修正後		修正前
<p>修正後</p> <p>(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)</p> <p>第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中深度処分を行う場合 [イ～ハ 略] [二・三 略] [2・3 略]</p>	<p>修正前</p> <p>(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)</p> <p>第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 余裕深度処分を行う場合 [イ～ハ 同上] [二・三 同上] [2・3 同上]</p>	<p>(追加)</p>

2. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則改正案の修正

修正後	修正前	
<p>(削除)</p>	<p>改正案</p> <p>(溶接の方法の認可)</p> <p>第二十九条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>[一～五 略] [2～4 略]</p>	<p>改正前</p> <p>(溶接の方法の認可)</p> <p>第二十九条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>[一～五 同上] [2～4 同上]</p>

改正後	改正前	改正案	改正前
<p>(溶接検査合格証等)</p> <p>第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（<u>特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。</u>）を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p>	<p>(溶接検査合格証等)</p> <p>第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（<u>特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。</u>）を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p>	<p>(溶接検査合格証等)</p> <p>第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の<u>特定第一種廃棄物埋設施設</u>を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p>	<p>(溶接検査合格証等)</p> <p>第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（<u>特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。</u>）を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p>
<p>(削除)</p>		<p>(廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第八十二条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める<u>基準</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一～三 略〕</p>	<p>(廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第八十二条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める<u>基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一～三 同上〕</p>

3. 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則案の修正（下線部は修正部分）

修正後	修正前
<p>(許可の申請書の添付図面の省略等)</p> <p>第二条 法第五十一条の二十九第一項の<u>許可</u>を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面のうちその<u>変更に係るもの</u>を添付すれば足りる。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1 (第4条関係)</p> <p>(裏面)</p> <p>第51条の31 (略)</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(許可の申請書の添付図面の省略等)</p> <p>第二条 法第五十一条の二十九第一項<u>本文の許可</u>を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面のうちその<u>変更係るもの</u>を添付すれば足りる。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1 (第4条関係)</p> <p>(裏面)</p> <p>第51条の31 (略)</p> <p>3 <u>第一項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正法第 2 条に係る制定・改正予定の法令一覧

改正法第 2 条の規定の施行等のために整備することが必要なものは以下に記載のとおり。

政令（別添 1）

1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 政令第 324 号）
- ② 宅地建物取引業法施行令（昭和 39 年政令第 383 号）
- ③ 不動産特定共同事業法施行令（平成 6 年政令第 413 号）

- ④ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

※ ④については、行政手続法の規定により意見募集は不要

規則（別添 2）

1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

- ① 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）
- ② 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成 20 年経済産業省令第 23 号）

- ③ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）
- ④ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成 4 年総理府令第 4 号）
- ⑤ 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成 12 年総理府令第 123 号）

←意見募集の対象

←意見募集の対象

⑥ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 33 号）

※ ③～⑥については、行政手続法の規定により意見募集は不要

2. 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則

3. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

① 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成 25 年文部科学省、経済産業省令第 2 号）

※ 3については、行政手続法の規定により意見募集は不要

告示（別添 3）

1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部を改正する告示

① 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）

※ 上記告示については、行政手続法の規定により意見募集は不要

なお、改正法第 2 条の規定のうち、廃止措置実施方針の作成及び公表に係る政令等の改正については、平成 29 年 12 月 22 日に公布済みである。

←意見募集の対象

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「地上又は」を「廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設であつて）」に、「五十メートル未満」を「七十メートル以上」に、「廃棄物埋設施設」を「もののうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行つたものを除く。」に改め、同条第二号を削り、同条第三

号を同条第二号とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第

五十一条の二十九第一項の許可

第三条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第

五十一条の二十九第一項の許可

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄事業に係る防護措置が必要な場合） 第三十六条 法第五十一条の十六第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設施設であつて地表から深さ七十メートル以上の地下に設置されたものうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合（当該防護対象特定核燃料物質が固体状の物（アルファ線を放出する放射性物質の放射能濃度が十ギガベクレル毎トンを超えないものに限る。）に含まれる場合を除く。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（廃棄事業に係る防護措置が必要な場合） 第三十六条 法第五十一条の十六第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合（当該防護対象特定核燃料物質が固体状の物（アルファ線を放出する放射性物質の放射能濃度が十ギガベクレル毎トンを超えないものに限る。）に含まれる場合を除く。）</p> <p>二 地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設施設（当該廃棄物埋設施設のすべての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合</p> <p>三（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 一 二十七 （略）</p> <p>二 一 一 二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 （昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 一 一 三十 （略）</p> <p>三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 一 二十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 一 一 三十 （略）</p> <p>（新設）</p>

2 3 (略)	三十一 〜 三十七 (略)
2 3 (略)	三十一 〜 三十七 (略)

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（関係周辺都道府県知事の要件） 第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）が作成されているものであることとする。</p>	<p>（関係周辺都道府県知事の要件） 第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）が作成されているものであることとする。</p>

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号） 別表第一
- 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号） 別表第二
- 三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号） 別表第三
- 四 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十三号） 別表第四
- 五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号） 別表第五
- 六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号） 別表第六

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表第一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設を除く。以下同じ。）の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。</p> <p>四 「ピット処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>五 「トレンチ処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「余裕深度処分」とは、地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。</p> <p>四 「ピット処分」とは、地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>五 「トレンチ処分」とは、地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（</p>

前号イ及びロの方法を除く。)により最終的に処分することをいう。

〔六〇十一 略〕

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

〔イ・ト 略〕

三 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。

〔イ・ロ 略〕

四 法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

〔2・3 略〕

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条

前号イ及びロの方法を除く。)により最終的に処分することをいう。

〔六〇十一 同上〕

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

〔イ・ト 同上〕

三 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。

〔イ・ロ 同上〕

四 法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五 法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

〔2・3 同上〕

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条

の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物施設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物施設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に依つて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「略」

〔2・3 略〕

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物施設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合

〔イ〜ハ 略〕

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

（原子力規制委員会規則で定める放射性物質の種類等）

第二十二条の五の二 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める放射性物質は別表第一の上欄に掲げる放射性物質とし、同項の人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会規則で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物施設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物施設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に依り、当該各号に定めるところによる。

二 「同上」

〔2・3 同上〕

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物施設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 余裕深度処分を行う場合

〔イ〜ハ 同上〕

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の七 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していることを明らかにする資料

〔二〇十 略〕

3 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法

第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。

〔二〇四 略〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の十三 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等(第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。)に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

3 「二〇十 略」
「略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の七 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。

一 法第五十一条の二第二項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していることを明らかにする資料

〔二〇十 同上〕

3 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法

第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第五十一条の二第二項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。

〔二〇四 同上〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の十三 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。

一 法第五十一条の二第二項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等(第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。)に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

3 「二〇十 同上」
「同上」

<p>(指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項)</p> <p>第二十二條の十六の二 法第五十一條の二十八第一項(法第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。)の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃棄物埋設地の位置に関する事項 二 廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項 三 第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果(法第五十一條の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。) 四 その他原子力規制委員会が必要と認める事項 <p>(指定に関する規定の準用)</p> <p>第二十二條の十六の三 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(指定に関する規定の準用)</p> <p>第二十二條の十六の二 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃棄物管理の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第三項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。</p> <p>二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 「イ・ロ 略」</p> <p>三 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。 「イ・ロ 略」</p> <p>四 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物管理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。 「2・3 略」</p> <p>（変更の許可の申請）</p> <p>第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の</p>	<p>（廃棄物管理の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 「イ・ロ 同上」</p> <p>三 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。 「イ・ロ 同上」</p> <p>四 法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物管理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。 「2・3 同上」</p> <p>（変更の許可の申請）</p> <p>第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構</p>

<p>位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</p> <p>（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。</p> <p>2 「略」</p> <p>（火災等による損傷の防止）</p> <p>第三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>〔3～5 略〕</p> <p>（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）</p> <p>第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次</p>	<p>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</p> <p>（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 この規則の規定によらないで特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。</p> <p>2 「同上」</p> <p>（火災等による損傷の防止）</p> <p>第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>〔3～5 同上〕</p> <p>（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）</p> <p>第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一</p>

条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

第四条の二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

〔2・3 略〕

(津波による損傷の防止)

第四条の三 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないうよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

第四条の二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

〔2・3 同上〕

(津波による損傷の防止)

第四条の三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないうよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

ない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四条の五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(材料及び構造)

第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四条の五 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(材料及び構造)

第五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(閉じ込めの機能)

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

「一〇四 略」

(遮蔽)

第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2 「略」

(換気)

第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

「一〇四 略」

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入施設又は管理施設)

第十条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により

(閉じ込めの機能)

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

「一〇四 同上」

(遮蔽)

第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2 「同上」

(換気)

第八条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

「一〇四 同上」

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入施設又は管理施設)

第十条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生す

発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。

2 「略」

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

〔二〇五 略〕

2 「略」

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2 「略」

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

(計測制御系統施設)

第十四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種

る熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。

2 「同上」

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

〔二〇五 同上〕

2 「同上」

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2 「同上」

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

(計測制御系統施設)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。</p> <p>(予備電源)</p> <p>第十六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。</p> <p>(通信連絡設備等)</p> <p>第十七条 「1・2 略」</p> <p>3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。</p>
	<p>設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。</p> <p>2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。</p> <p>(予備電源)</p> <p>第十六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。</p> <p>(通信連絡設備等)</p> <p>第十七条 「1・2 同上」</p> <p>3 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。</p>

別表第四 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 [略]</p> <p>第四章 特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〜二十四 略」</p> <p>二十五 「廃棄第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であつて、ダクト以外のもをいう。</p> <p>「二十六・二十七 略」</p> <p>二十八 「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。</p> <p>（特殊な方法による溶接）</p> <p>第二条 この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすること</p>	<p>加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第四章 特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〜二十四 同上」</p> <p>二十五 「廃棄第一種機器」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であつて、ダクト以外のものをいう。</p> <p>「二十六・二十七 同上」</p> <p>二十八 「廃棄第二種管」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。</p> <p>（特殊な方法による溶接）</p> <p>第二条 この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることにつき</p>

<p>につき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 「略」</p> <p>第四章 特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 第四条、第五条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第十二条までの規定は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管の溶接について準用する。この場合において、第九条中「加工第一種機器及び加工第二種機器」とあり、及び第十二条中「再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び再処理第四種機器」とあるのは、「廃棄第一種機器」と読み替えるものとする。</p>	<p>特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 「同上」</p> <p>第四章 特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設</p> <p>(準用)</p> <p>第十五条 第四条、第五条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第十二条までの規定は、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管の溶接について準用する。この場合において、第九条中「加工第一種機器及び加工第二種機器」とあり、第十二条中「再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び再処理第四種機器」とあるのは「廃棄第一種機器」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行う場合にあつては、当該第二種廃棄物埋設を含む。以下同じ。）の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>四 「周辺監視区域」とは、第一種廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。</p> <p>五 「略」</p> <p>六 「放射線業務従事者」とは、第一種廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。</p> <p>七 「略」</p> <p>(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五十一条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>四 「周辺監視区域」とは、廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「放射線業務従事者」とは、廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。</p> <p>七 「同上」</p> <p>(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五十一条の二第二項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p>

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ 第一種廃棄物埋設施設の位置

(1) 「略」

(2) 敷地内における主要な第一種廃棄物埋設施設の位置

ロ 第一種廃棄物埋設施設の一般構造

「(1)～(5) 略」

「ハッリ 略」

三 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によって記載すること。

「イ・ロ 略」

四 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 第一種廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四 第一種廃棄物埋設施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

五 第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六 「略」

七 第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すること

一 法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置

(1) 「同上」

(2) 敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

「(1)～(5) 同上」

「ハッリ 同上」

三 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によって記載すること。

「イ・ロ 同上」

四 法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

五 廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六 「同上」

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定され

3 「八・九 略」
が想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

(変更の許可の申請)

第四条 令第三十三条の変更の許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ 変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期

ロ 変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

「八・ニ 略」

二 「略」

三 変更に係る第一種廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四 変更に係る第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の中心から五

3 「八・九 同上」
る廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

(変更の許可の申請)

第四条 令第三十三条の変更の許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ 変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期

ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

「八・ニ 同上」

二 「同上」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四 変更に係る廃棄物埋設施設の設置の場所の中心から五キロメ

キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五 変更後における第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六 「略」
七 変更後における第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「略」

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第五条 法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 第一種廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 第一種廃棄物埋設施設の付近の見取図

「三・四 略」

2 「略」

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第六条 法第五十一条の六第一項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

「一〜三 略」

（第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

一 トル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五 変更後における廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六 「同上」
七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「同上」

（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第五条 法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 当該廃棄物埋設施設の付近の見取図

「三・四 同上」

2 「同上」

（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第六条 法第五十一条の六第一項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

「一〜三 同上」

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第七条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 埋設を行うことによつて、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

〔四・五 略〕

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第九条 「略」

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〜三 略〕

〔2・3 略〕

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

（特定第一種廃棄物埋設施設）

第十四条 「略」

第七条 法第五十一条の六第一項に規定する第一種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

〔四・五 同上〕

（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第九条 「同上」

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〜三 同上〕

〔2・3 同上〕

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

（特定廃棄物埋設施設）

第十四条 「同上」

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定第一種廃棄物埋設施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「略」
二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所(特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所の名称及び所在地)

三 次の区分による特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

四 「イ」ホ 略

五 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、変更の理由

〔2〕4 略

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 略

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法

四・五 略

〔2〕3 略

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」
二 特定廃棄物埋設施設を設置する事業所(特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所)の名称及び所在地

三 次の区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

四 「イ」ホ 同上

五 特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、変更の理由

〔2〕4 同上

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 同上

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法

四・五 同上

〔2〕3 同上

(設計及び工事に係る軽微な変更)

第十七条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他第一種廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第十八条 法第五十一条の八第一項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「略」

二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所(特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所の名称及び所在地

「三・四 略」

五 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の開始の予定時期

「2・3 略」

(使用前検査の実施)

第十九条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

「一・三 略」

四 特定第一種廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(設計及び工事に係る軽微な変更)

第十七条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第十八条 法第五十一条の八第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」

二 特定廃棄物埋設施設を設置する事業所(特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所)の名称及び所在地

「三・四 同上」

五 申請に係る特定廃棄物埋設施設の使用の開始の予定時期

「2・3 同上」

(使用前検査の実施)

第十九条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

「一・三 同上」

四 特定廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設)

第二十五条 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 略」

(溶接検査の申請)

第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定第一種廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

(溶接検査の実施)

第二十七条 法第五十一条の九第一項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

「一〇四 略」

(溶接検査を要しない場合)

第二十八条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合とする。

〔溶接の方法の認可〕

第二十九条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(溶接検査を受ける特定廃棄物埋設施設)

第二十五条 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 同上」

(溶接検査の申請)

第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

(溶接検査の実施)

第二十七条 法第五十一条の九第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

「一〇四 同上」

(溶接検査を要しない場合)

第二十八条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合とする。

〔溶接の方法の認可〕

第二十九条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者は、第一種廃棄物埋設事業者に限る。は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「十一」五 略」

「二」四 略」

(輸入品の溶接検査)

第三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第一種廃棄物埋設施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」四 略」

「二」四 略」

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設)

第三十二条 「略」

(施設定期検査の申請)

第三十三条 法第五十一条の十第一項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「略」

二 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 「略」

「2・3 略」

1°

「十一」五 同上」

「二」四 同上」

(輸入品の溶接検査)

第三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第一種廃棄物埋設施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」四 同上」

「二」四 同上」

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設)

第三十二条 「同上」

(施設定期検査の申請)

第三十三条 法第五十一条の十第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 「同上」

「2・3 同上」

（閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三十四条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画に係る閉鎖措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設内に放射性廃棄物が存在する場合とする。

2 「略」

（施設定期検査実施要領書）

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（記録）

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」	「略」	「略」
二 特定第一種廃棄物埋設施設		

（閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三十四条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画に係る閉鎖措置の対象となる特定廃棄物埋設施設又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる特定廃棄物埋設施設内に放射性廃棄物が存在する場合とする。

2 「同上」

（施設定期検査実施要領書）

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（記録）

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「同上」	「同上」	「同上」
二 特定廃棄物埋設施設の検査		

<p>定期的な評価等の結果 〔十二〕十五 略</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>な評価等の結果 〔十二〕十五 同上</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>〔2〕7 略</p> <p>(保安活動の改善)</p> <p>第五十二条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 予防処置に当たっては、自らの第一種廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。</p> <p>四 〔略〕</p> <p>(線量等に関する措置)</p> <p>第五十四条 〔略〕</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、第一種廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>(第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検)</p> <p>第五十五条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、第一種廃棄物埋設施設の保全に従事する者に第一種廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。</p>	<p>〔2〕7 同上</p> <p>(保安活動の改善)</p> <p>第五十二条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 予防処置に当たっては、自らの廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>(線量等に関する措置)</p> <p>第五十四条 〔同上〕</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>(廃棄物埋設施設の巡視及び点検)</p> <p>第五十五条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。</p>
---	---

(第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査)

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 「略」

- 三 第一種廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3 「略」

(第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第五十八条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

- 二 前号の評価の結果を踏まえて、第一種廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2 「略」

(事業所内の運搬)

(廃棄物埋設施設の施設定期自主検査)

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 「同上」

- 三 廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3 「同上」

(廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第五十八条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 「同上」

- 二 前号の評価の結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2 「同上」

(事業所内の運搬)

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇九 略」

「二〇三 略」

4 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇十四 略」

（防護措置）

第六十二条 「略」

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

「一〇九 略」

十 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

「イ・ロ 略」

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇九 同上」

「二〇三 同上」

4 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇十四 同上」

（防護措置）

第六十二条 「同上」

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

「一〇九 同上」

十 廃棄物埋設施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

「イ・ロ 同上」

〔十一・十二 略〕

十三 第一種廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

〔十四～二十四 略〕

〔3・4 略〕

(保安規定)

第六十三条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けを含む。)

四 第一種廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)

五 〔略〕

六 第一種廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 〔略〕

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 〔略〕

(2) 第一種廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

〔(3)～(5) 略〕

ハ その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な

〔十一・十二 同上〕

十三 廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

〔十四～二十四 同上〕

〔3・4 同上〕

(保安規定)

第六十三条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けを含む。)

四 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)

五 〔同上〕

六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 〔同上〕

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 〔同上〕

(2) 廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

〔(3)～(5) 同上〕

ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

事項

〔七〇十一 略〕

十二 第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三 第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

〔十四・十五 略〕

十六 第一種廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

〔十八・十九 略〕

二十 その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設施設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一・二 略〕

三 第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

〔四〇六 略〕

七 閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 「略」

〔七〇十一 同上〕

十二 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三 廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

〔十四・十五 同上〕

十六 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

〔十八・十九 同上〕

二十 その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設施設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一・二 同上〕

三 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

〔四〇六 同上〕

七 閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 「同上」

(2) 第一種廃棄物埋設施設の構造及び性能に関すること。

〔(3) 〔(6) 略〕

ハ その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

〔八 十二 略〕

十三 第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四 第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

〔十五・十六 略〕

十七 第一種廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 〔略〕

十九 第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

〔二十 二十二 略〕

二十三 その他第一種廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

〔3・4 略〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

二 〔略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(2) 廃棄物埋設施設の構造及び性能に関すること。

〔(3) 〔(6) 同上〕

ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

〔八 十二 同上〕

十三 廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

〔十五・十六 同上〕

十七 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 〔同上〕

十九 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

〔二十 二十二 同上〕

二十三 その他廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

〔3・4 同上〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

二 〔同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

【一・二 略】

三 第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

四 【略】

五 第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

【六・七 略】

3 【略】

（核物質防護規定）

第六十七条 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一〇十三 略】

十四 第一種廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

【十五・十六 略】

十七 第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八 その他第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条 【略】

【一・二 同上】

三 廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

四 【同上】

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

【六・七 同上】

3 【同上】

（核物質防護規定）

第六十七条 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一〇十三 同上】

十四 廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

【十五・十六 同上】

十七 廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八 その他廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条 【同上】

2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第七十条 法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

一 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

〔二・三 略〕

（閉鎖措置として行うべき事項）

第七十一条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した第一種廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

〔三〇五 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第七十条 法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

一 廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

〔二・三 同上〕

（閉鎖措置として行うべき事項）

第七十一条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三〇五 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

<p>「一・二 略」</p>	<p>三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書</p>
<p>四 「略」</p>	<p>五 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>
<p>六 閉鎖措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>「七・十 略」</p>
<p>3 「略」</p>	<p>(閉鎖措置計画の変更の認可の申請) 第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>「三・四 略」</p> <p>「2・3 略」</p>
<p>(閉鎖措置の確認の申請)</p>	<p>第七十六条 法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>「三・五 略」</p> <p>「2・3 略」</p>

<p>「一・二 同上」</p>	<p>三 第五十八条の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書</p>
<p>四 「同上」</p>	<p>五 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>
<p>六 閉鎖措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>「七・十 同上」</p>
<p>3 「同上」</p>	<p>(閉鎖措置計画の変更の認可の申請) 第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
<p>(閉鎖措置の確認の申請)</p>	<p>第七十六条 法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地</p> <p>「三・五 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>

(廃止措置計画の認可の申請)

第七十九条 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

「四・五 略」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

「七・十 略」

3 「略」

(~~廃止措置計画の認可の基準~~)

~~第八十二条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十~~

~~七条の木第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。~~

~~「一〇～三 略」~~

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・六 略」

七 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

「八・十一 略」

3 「略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第七十九条 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・二 同上」

三 第五十八条の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

「四・五 同上」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

「七・十 同上」

3 「同上」

(~~廃止措置計画の認可の基準~~)

~~第八十二条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十~~

~~七条の木第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。は、次の各号に掲げるとおりとする。~~

~~「一〇～三 同上」~~

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・六 同上」

七 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

「八・十一 同上」

3 「同上」

(指定廃棄物埋設区域に關し記録すべき事項)

第八十八條の二 法第五十一條の二十八第一項(法第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。)の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄物埋設地の位置に關する事項
- 二 廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に關する事項
- 三 第五十八條の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果(法第五十一條の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。)
- 四 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(指定に關する規定の準用)

第八十八條の三 「略」

(事故故障等の報告)

第八十九條 法第六十二條の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 「略」

二 第一種廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三 第一種廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは第一種廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたこと

「条を加える。」

(指定に關する規定の準用)

第八十八條の二 「同上」

(事故故障等の報告)

第八十九條 法第六十二條の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 「同上」

二 廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことによ

とにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

〔五〇七 略〕

八 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

〔イ〇ハ 略〕

九 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十 「略」

十一 前各号のほか、第一種廃棄物埋設施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 第一種廃棄物埋設施設に火災が起り、又は第一種廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 「略」

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、第一種廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

り、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

〔五〇七 同上〕

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

〔イ〇ハ 同上〕

九 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十 「同上」

十一 前各号のほか、廃棄物埋設施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 廃棄物埋設施設に火災が起り、又は廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 「同上」

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

「四〇六略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「四〇六同上」

別表第六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則</p> <p>（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 特殊な方法による施設について特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第五十一条の九の二の技術上の基準とする。</p> <p>（火災等による損傷の防止）</p> <p>第三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>〔3〕5 略〕</p> <p>（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）</p> <p>第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持する</p>	<p>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則</p> <p>（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 特殊な方法による施設について特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第五十一条の九の二の技術上の基準とする。</p> <p>（火災等による損傷の防止）</p> <p>第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>〔3〕5 同上〕</p> <p>（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）</p> <p>第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持する</p>

持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。

(地震による損傷の防止)

第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。

〔2・3 略〕

(津波による損傷の防止)

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により当該施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

ことができる地盤に設置されたものでなければならぬ。

(地震による損傷の防止)

第五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。

〔2・3 同上〕

(津波による損傷の防止)

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により当該施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

(材料及び構造)

第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第八条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

第九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

(材料及び構造)

第十条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。
「一〇四 略」

(遮蔽)

第十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。
2 「略」

(換気)

第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。
「一〇四 略」

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第十四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入施設又は管理施設)

第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れられる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のため

(閉じ込めの機能)

第十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。
「一〇四 同上」

(遮蔽)

第十二条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。
2 「同上」

(換気)

第十三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。
「一〇四 同上」

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入施設又は管理施設)

第十五条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要

の必要な措置が講じられたものでなければならない。

2 「略」

(処理施設及び廃棄施設)

第十六条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有すること。

〔二〇五 略〕

2 「略」

(安全機能を有する施設)

第十七条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されていなければならない。

2 「略」

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。

(計測制御系統施設)

第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なう

な措置が講じられたものでなければならない。

2 「同上」

(処理施設及び廃棄施設)

第十六条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有すること。

〔二〇五 同上〕

2 「同上」

(安全機能を有する施設)

第十七条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されていなければならない。

2 「同上」

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。

(計測制御系統施設)

第十九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じ

<p>おそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。</p> <p>(予備電源)</p> <p>第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。</p> <p>(通信連絡設備等)</p> <p>第二十二条 「1・2 略」</p> <p>3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。</p>	<p>たとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。</p> <p>(予備電源)</p> <p>第二十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。</p> <p>(通信連絡設備等)</p> <p>第二十二条 「1・2 同上」</p> <p>3 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則

（許可の申請）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二十九第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の掘削の目的

三 土地の掘削の場所

四 土地の掘削の方法及び規模

五 着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

一 掘削しようとする地点を明らかにした図面

二 土地の掘削の方法を明らかにした平面図及び断面図

(許可の申請書の添付図面の省略等)

第二条 法第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面のうちその変更に係るものを添付すれば足りる。

2 前項の申請書には、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。

(土地の掘削の許可の基準)

第三条 法第五十一条の二十九第二項の原子力規制委員会規則で定める基準は、指定廃棄物埋設区域における

る土地の掘削の方法及び規模が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

(身分を示す証明書)

第四条 法第五十一条の三十一第二項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとし、法第五十一条の三十三第四項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第2項の規定による

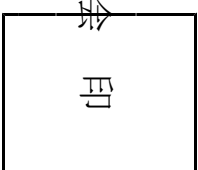
身分証明書

職名及び氏名

写	押出 スタンプ	真

年 月 日生
年 月 日交付

原子力規制委員会 印



備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第51条の31 原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第51条の29第1項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 **第1項**の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

一の三 第51条の31第1項の規定による立ち入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
一の一四～一二二 (略)

様式第 2 (第 4 条関係)

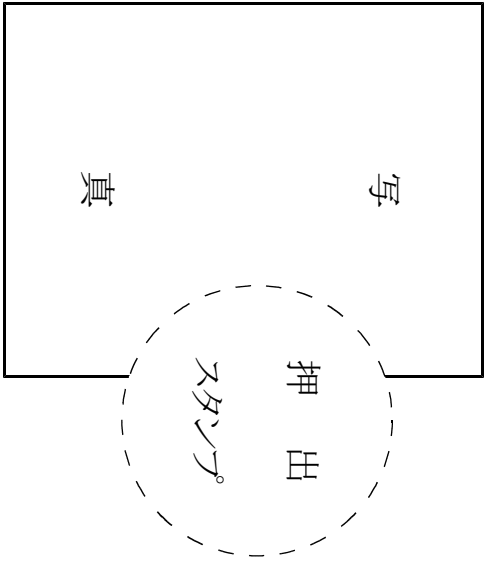
(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第 4 項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名



年 月 日生
年 月 日交付

原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第51条の33 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土

地の所有者及び占有者（所有者の住所が明らかでない場合にあつては、占有者。以下この項において同じ。）並びに木竹又は垣、柵等の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第1項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～一の三 （略）

一の一の四 第51条の33第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一の五～十二 (略)

○文部科学省令
経済産業省令第
原子力規制委員会規則 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の五第二項第八号の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

経済産業大臣 世耕 弘成

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年 文部科学省令第二号）
経済産業省

の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(中長期計画に定める業務運営に関する事項) 第三条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設、同法第三項第二号に規定する廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設及び同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画</p> <p>〔三〇六 略〕</p>	<p>(中長期計画に定める業務運営に関する事項) 第三条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設並びに同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画</p> <p>〔三〇六 略〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○原子力規制委員会告示第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部を改正する告示

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(周辺監視区域外の線量限度)</p> <p>第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「加工設工規則」という。)</p> <p>第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「加工性能基準規則」という。)</p> <p>第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「再処理設工規則」という。)</p> <p>第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「再処理性能基準規則」という。)</p> <p>第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「実用炉技術基準規則」という。)</p> <p>第四十二条第一項、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。)</p> <p>第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。)</p> <p>第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「貯蔵設工規則」という。)</p> <p>第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「貯蔵性能基準規則」という。)</p> <p>第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「研開炉技術基準規則」という。)</p> <p>第四十一条第一項、受託貯蔵規</p>	<p>(周辺監視区域外の線量限度)</p> <p>第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「加工設工規則」という。)</p> <p>第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「加工性能基準規則」という。)</p> <p>第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「再処理設工規則」という。)</p> <p>第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「再処理性能基準規則」という。)</p> <p>第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「実用炉技術基準規則」という。)</p> <p>第四十二条第一項、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。)</p> <p>第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。)</p> <p>第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「貯蔵設工規則」という。)</p> <p>第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「貯蔵性能基準規則」という。)</p> <p>第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「研開炉技術基準規則」という。)</p> <p>第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一</p>

則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

2 「一〇三 略」

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 略」

「2〇4 略」

（外部放射線に係る線量等の算定）

種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

2 「一〇三 同上」

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

「2〇4 同上」

（外部放射線に係る線量等の算定）

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七条第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二条第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

〔2〕6 略〕

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七条第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二条第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

〔2〕6 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。